

- 2面◆所得税等の確定申告
- 3面◆マイナンバーカード用の写真を撮影
- 8面◆ゆいアート展～アートがむすぶココロつながる



## 忘れず早めに税の申告を



申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。 **問合せ** 税務課 ☎内線2318

### 住民税の申告期間

2月16日金～3月15日木

#### 申告が必要な方

1月1日現在区内に住所のある方は、原則として住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要です。平成29年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要のため、生活状況等を申告してください。

#### 申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告をする方
  - ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
  - ▶ 公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告（源泉徴収所得税がある方）または住民税の申告が必要です

#### 申告に必要なもの

- ▶ **申告書** ※区役所2階税務課、各区民事務所でも配布します
- ▶ **番号確認書類**…マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- ▶ **身元確認書類**…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート等（顔写真付きの書類をお持ちでない場合は、健康保険証や年金手帳等が2点必要）
- ▶ **収入の証明書等**…平成29年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
- ▶ **各種控除の証明書等**…平成29年中に納付した国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、学生証等
- ▶ **印鑑**

#### 会場と日時

会場	日時
区役所2階税務課	2月16日(金)～3月15日(木) 午前8時30分～午後5時15分 ※(土)・(日)を除く。ただし2月25日(日)・3月11日(日)は午前9時～正午に受け付けを行います ※(火)は午後7時まで（申告期間中のみ）
南千住駅前ふれあい館	2月20日(火)・21日(水)
日暮里区民事務所2階	2月22日(木)・23日(金)
尾久ふれあい館3階 ※受付場所が尾久区民事務所から変更となりましたのでご注意ください	2月27日(火)・28日(水)
町屋区民事務所2階	3月1日(木)・2日(金)

※所得税の確定申告の相談は行っておりません  
※郵送でも申告できます。必要事項・電話番号の記載漏れ、控除証明書の添付漏れがないようご注意ください

#### 平成30年度から適用される主な税制改正

- ▶ 給与所得控除の上限が適用される給与収入を1200万円（控除額230万円）から1000万円（控除額220万円）に引き下げます
- ▶ 健康の保持増進および疾病の予防へ一定の取り組みを行っている人がセルフメディケーション税制対象の医薬品を購入し、その金額が1年間に1万2000円を超えた場合、1万2000円を超える部分の金額（最大8万8000円）を控除します（従来の医療費控除との選択適用）

所得税等の確定申告については、2面でお知らせしています

#### ▶ 区民の幸せを支える税



荒川区長・特別区長協会会長  
にしがわ たいいちろう  
西川 太一郎

我が国は今、人口減少社会を迎え、将来に向けた持続可能性を担保するため、社会や経済のこれまでのあり方について多岐にわたる見直しを迫られており、荒川区も例外ではありません。皆様の生活を支える行政サービスをはじめ、少子化・超高齢化に伴い増大する将来の行政需要に的確に対応するためには、安定的な財源の確保が不可欠です。

このような中で国は、地方税の一部国税化による都市と地方の税源の偏在是正を進めています。しかし、地方自治の本来の姿は、自治体間で財源を奪い合うものではなく、ともに発展・成長することです。その実現のために、これからも全国各地域との連携を深め、地方税財源の充実強化を訴えてまいります。

平成29年11月20日、荒川区は、地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞しました。これは、区政の各分野における先進的な取り組みが高く評価されたもので、ひとえに区民の皆様のご支援、ご協力によるものと心より感謝申し上げます。

この受賞の喜びを皆様と分かち合うとともに、これからもお預かりした貴重な税を最大限に活用すべく、さらに知恵と工夫をこらし、区民の皆様の幸せ、笑顔の一つでも増やせるよう全力で区政運営にまい進してまいります。